

港区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月二十三日

港区長 武井雅昭

港区規則第十六号

港区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

港区クリーニング業法施行細則（昭和五十年港区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「クリーニング業法施行条例（平成十四年東京都条例第七十号。以下「都条例」という。）を「港区クリーニング業法施行条例（平成二十四年港区条例第十八号）」に改める。
第二条を次のように改める。

第二条 削除

付 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。